

諮問日：平成28年1月7日（平成27年度（最情）諮問第15号）

答申日：平成28年4月27日（平成28年度（最情）答申第9号）

件名：司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛について，最高裁判所が法務省等との間で授受した文書の開示の判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「第69期司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛について，最高裁判所が法務省・検察庁及び日弁連との間で授受した文書（実質的な協議に関する文書を含む。）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，2015年（平成27年）9月3日付け日弁連法1第158号日本弁護士連合会会長要請「第69期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する協力について」（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し，これを開示した判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成27年11月25日付けで本件開示文書の全部を開示する旨の原判断を行ったところ，本件開示申出文書が他に存在するはずであるとして取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

最高裁判所は，日本弁護士連合会及び法務省との間で，司法修習開始直後の第1クール終了までの間について，可能な限り司法修習生の修習に専念できる平穏な修習環境を維持するためお互いに協力する必要があるとの認識を再確認している。したがって，本件開示文書以外にも，本件開示申出文書に該当す

る文書が存在する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書等によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書に該当するものとして、本件開示文書を特定し、これを開示したが、当該判断は妥当である。

2 理由

司法修習生に対する採用のための勧誘行為自粛については、最高裁判所、法務省・検察庁及び日本弁護士連合会が協議の上、同連合会において、各弁護士会会長に宛てて文書を発出している。

その協議については、前年の勧誘行為自粛文書の内容を基にしつつ、担当者である司法研修所事務局長と日本弁護士連合会事務次長との間で、口頭で前年までと同様の内容による要請文書を発出することを確認したのであり、文書等のやり取りは行っていない。現に第68期に係る文書と内容に異なる部分はない。

したがって、本件開示文書以外に申出に係る文書を作成又は取得していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年1月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年2月22日 審議
- ④ 同年3月25日 最高裁判所事務総長から補充理由説明書及び資料を收受
- ⑤ 同年4月11日 審議
- ⑥ 同年4月25日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たのに対し、最高裁判所事務総長が、本件開示文書を対象文書として特定してこれを開示したところ、苦情申出人が、本件開示文書以外にも本件開示申出文書に該当する文書が存在すると主張して苦情申出をしたものである。これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示文書以外には本件開示申出文書に該当する文書は存在せず、本件開示申出文書の特定に係る原判断は妥当であるとするから、以下、本件開示文書以外の本件開示申出文書の保有の有無について検討する。
- 2 本件開示文書は、日本弁護士連合会会長が弁護士会会長に宛てて平成27年9月3日付けで発出した「第69期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する協力について」と題する要請書であり、その中には、「司法修習生の修習に専念できる平穏な修習環境を維持するためお互いに協力する必要があるとの認識を法曹三者で改めて再確認しております。」との記載がある。本件開示申出文書が「実質的な協議に関する文書を含む。」とされていることや、苦情申出書の記載内容からすると、苦情申出人は、上記の「改めて再確認し」た際に作成した文書が存在するはずであるとして、苦情申出をしたものと解される。

最高裁判所事務総長は、この点について、上記「再確認」は、担当者である司法研修所事務局長と日本弁護士連合会事務次長との間で、口頭で、前年までと同様の内容による要請文書を発出することを改めて確認したのであり、文書によるやり取りはしていないと説明する。そこで、最高裁判所事務総長から提出された「第68期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関する協力について」と題する文書を見分したところ、同文書と本件開示文書との間で異なっているのは、司法修習期や勧誘行為を自粛すべき具体的期日のみであって、それ以外に異なる部分はないことが認められた。そうすると、本件開示文書を発出するに当たって確認すべき事項は、前年とほぼ同様の内容で勧誘行

為の自肅を要請すること及びその具体的期間を設定することにとどまると考えられるから、これらの事項については口頭でのやり取りでも十分に確認することが可能であるといえることができる。したがって、上記「再確認」に当たって文書によるやり取りはしていないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的である。

また、本件開示文書以外に本件開示申出文書に該当する文書が存在することをうかがわせるような事情は見当たらない。よって、最高裁判所において、これを保有しているとは認められない。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書が本件開示文書以外に存在しないものとした原判断については、最高裁判所において、本件開示文書以外の本件開示申出文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人